

広島県告示第六百号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を指定したので、同条第二項、地方自治法施行規則（昭和二十二年省令第二十九号）第十二条の二の七及び広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）第十四条の五の規定により次のとおり告示する。

令和八年五月十四日

広島県知事 横 田 美 香

名称	株式会社 NTTデータ
住所又は事務所の所在地	東京都江東区豊洲三丁目三番三号
指定をした日	令和八年三月三十一日
納付事務に係る歳入等の内容	マイナポータルを経由する旅券発給申請に係るクレジットカードを利用して納付する広島県の旅券発給手数料
歳入及び歳入歳出外現金の納付の委託を受けることができる期間	令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで